

専門基礎演習1

各職種の業務の概括的理解

医療経営学部

江原朗

医療職

- 医師
- 看護師(准看護師)
- 薬剤師
- 診療放射線技師
- 臨床検査技師
- 理学療法士
- 作業療法士

医師(1)

- 「医師国家試験」に合格後医籍登録
- 臨床医として勤務:2年間以上の臨床研修
- 仕事:職場は病院とは限らない。
 - 病院、
 - 保健所、
 - 基礎研究医、
 - 産業医、
 - 社会医学者

医師(2)

- 医師法第17条に「医師でなければ、医業をなしてはならない。」(名称独占、業務独占)
- 患者への検査、投薬、その他の処置は、医師の指示せんがないと開始できない



- 医師の退職で病院の赤字が増大

看護師(1)

保助看法での定義

- 「看護師」(厚生労働大臣免許):
 - 傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行う
- 「准看護師」(都道府県知事免許):
 - 医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行う

看護師(2)

- 仕事内容の一例
 - 問診
 - 点滴、注射
 - 与薬(その説明)
 - 食事、排泄の介助
 - 検温、測脈、血圧測定
 - 体位交換
 - 清拭、入浴、沐浴
 - ベッドメイキング
 - 記録、巡回
 - 訪問介護

薬剤師

- 薬剤師法
 - 調剤、
 - 医薬品の供給
 - その他薬事衛生
- 院内：調剤、服薬指導等
- 院外薬局と院内処方

診療放射線技師

- 放射線を用いた検査・治療
 - 検査：
X線撮影、CT、血管撮影、透視、骨塩定量、核医学検査
 - 治療：
放射線治療
- 放射線：細胞のDNAなどの損傷の可能性
 - アルファ線及びベータ線
 - ガンマ線
 - 100万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線
 - エックス線
 - その他政令で定める電磁波又は粒子線

臨床検査技師

(臨床検査技師等に関する法律)

- 「臨床検査技師」: 医師又は歯科医師の指示の下に、
 - 微生物学的検査
 - 血清学的検査
 - 血液学的検査
 - 病理学的検査
 - 医動物学的検査
 - 生化学的検査
 - 生理学的検査(厚生労働省令で定めるもの)

理学療法士・作業療法士

- 「理学療法」: 基本的動作能力の回復を図るため、
 - 治療体操その他の運動、
 - 電気刺激、マッサージ、温熱その他
- 「作業療法」: 応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、
 - 手芸、工作その他の作業を行なわせる
(理学療法士及び作業療法士法)

病院事務

- 医事課：診療報酬請求事務等
 - 金の管理
- 用度課、施設課：物品購入や施設管理など
 - 物の管理
- 庶務課、職員課：職員給与、人事等の管理
 - 人の管理
- 企画課：経営戦略の策定